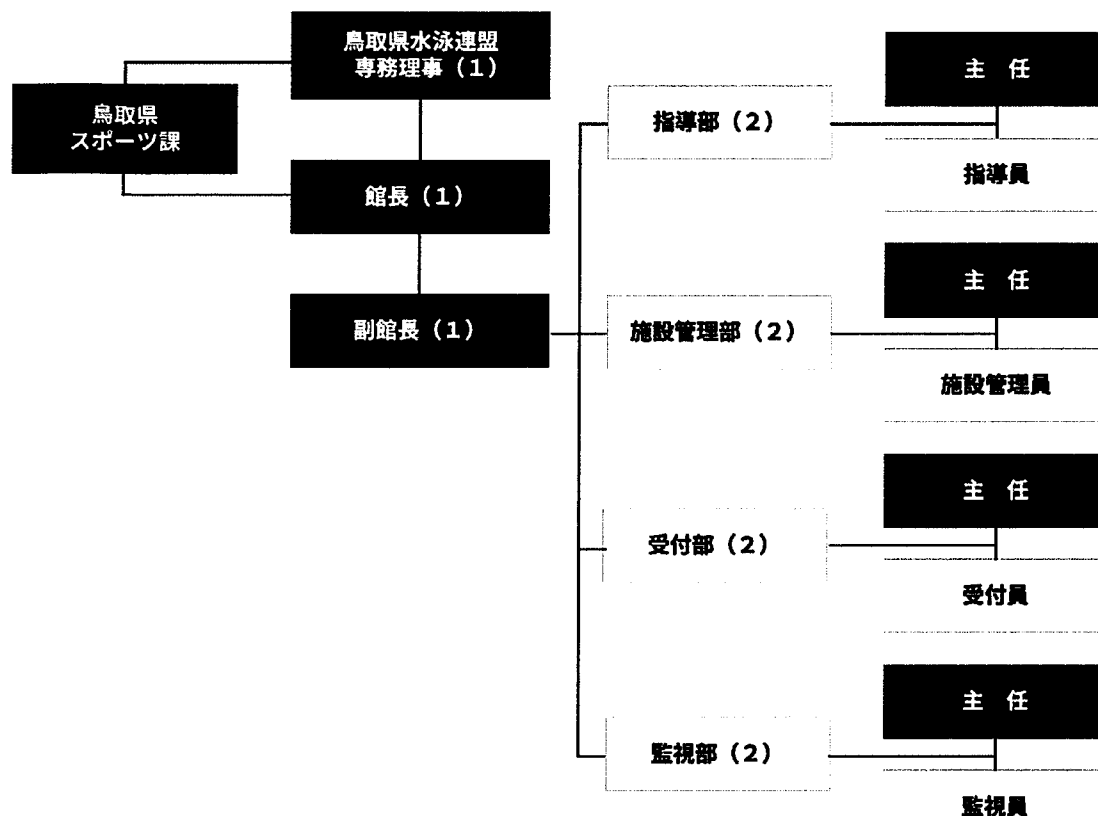


組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織(組織図・職員数)

ア) 組 織 図



① 責任体制

現場の総括責任者は館長とし、副館長を置くことにより常に総括できる責任者が常駐することで利用者への迅速な対応体制を確立します。

また各部に責任者（主任）を配備させることでスムーズな業務管理を行います。

② 雇用体制

スタッフの雇用は、地元住民の雇用を最優先とし、地域密着施設を目指し鳥取県民の健康増進、社交場として地元にも愛される施設づくりをテーマに業務運営を行います。

イ) 職 員 数

① 職員配置表

職員	業務	人数	雇用方法
館長	・業務全般の総括責任者 ・鳥取県との連絡調整 ・危機管理対策の徹底と安全研修実施 ・利用者の管理・調査・対応	1名	常勤
副館長	・館長不在時の総括責任者 ・県担当者、業者との連絡調整 ・各部署主任との連絡・調整・管理 ・勤務管理・職員管理	1名	常勤
安全部	・定期的な安全研修の企画・実行 ・水上安全・救急法の資格取得 ・職員の泳力アップ ・館内清掃・館内チェック	主任 1名	常勤 パート
指導部	・教室・イベントの管理・立案 ・教室指導・教室会員の管理 ・泳法・運動のアドバイス ・館内清掃・監視業務	主任 1名 指導員 1名～	常勤 パート
受付部	・受付業務 ・入場料金・教室授業料等の管理 ・水泳教室入会・退会の管理 ・利用者案内・説明・館内清掃	主任 1名 受付 1名～	常勤 パート
施設管理部	・水質・水温・室温の管理 ・設備機器点検・管理 ・薬品の管理 ・館内清掃	主任 1名 管理員 1名～	常勤 パート
監視部	・監視業務 ・傷病者の応急処置 ・接客 ・館内清掃	主任 1名 監視員 1名～	常勤 パート

・総括責任者（館長・副館長）又は常勤者は、日本水泳連盟規則に精通し指導経験豊富な有資格者（日本水泳連盟プール公認規則に規定されているプール管理者）であり、本水泳場を熟知している職員を配置することで、利用者に混乱を与えないスムーズな管理運営を実現します。

- ・職員全員、万一来に備え安全研修を定期的に行います。
- ・効率的な人員配置のため、各担当部署は兼務する場合があります。

② 日常の職員配置

勤務ローテーション		
責任者(館長)	9:00-18:00	A
責任者(副館長)	11:00-20:00	B
指導責任者		A
施設主任	12:00-20:00	B
受付主任		A
監視主任		B
監視員		A
指導員	15:00-20:00	C
受付		C

・上記勤務表を基に、その他増員が必要な場合は迅速に対応します。

・下記の体制を基本とした配置をします。大会等の規模や利用者の状況により、更に増員をし、運営面・安全面で万全の体制をとります。

総括責任者	1名
監視員	2～3名
受付	1名
施設員	1名
指導員	3～4名

利用状況に合わせ兼務する場合がある

・責任者は9時間拘束8時間労働とする。

・職員は、9時間拘束(60分の休憩)8時間労働を基本に勤務シフトを作成し、週のローテーションを組むことで効率の良い人員配置を行う。

③ 職員の半月分の勤務ローテーション

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
館長	A	A	休	A	休	A	A	A	A	休	A	休	A	A	A
副館長	B	休	休	B	B	B	B	B	休	休	B	B	B	B	B
施設管理員	休	A	休	B	A	B	A	休	A	休	B	A	B	A	休
受付員	A	B	休	休	A	B	A	B	A	休	休	B	A	B	A
指導員	休	B	休	C	B	C	A	休	B	休	C	B	C	A	休
監視員	B	B	休	休	B	B	B	B	B	休	休	B	B	B	B
監視員	A	休	休	A	A	A	A	A	休	休	A	A	A	A	A
監視員	C	D	休	C	休	C	D	C	D	休	C	休	D	C	D

A： 9：00～18：00勤務

B：11：00～20：00勤務

C：15：00～20：00勤務

D：16：00～20：00勤務

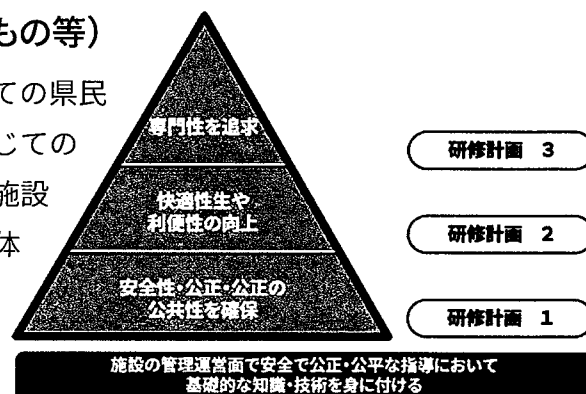
(2) 職員の職種等

職種	雇用 関係	1日の勤 務時間数	月間勤務 日数	担当する業務内容	現在の職員 の継続雇用 の可否	人件費 (千円)
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者、防火管理、会計責任者、機械管理、	継続雇用	4,200
副館長	常勤	8時間	21日	館長業務補佐、競技団体連携担当、指導業務統括、職員研修統括、安全対策統括、プール監視統括、環境管理統括、プール衛生管理、水泳教室指導	継続雇用	5,000
正職員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導統括、協力団体連携担当、健康運動教室指導、プール衛生管理	継続雇用	4,500
正職員	常勤	8時間	21日	福利厚生統括、庶務、会計、受付、水泳教室指導、プール監視	継続雇用	4,500
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、会計統括、受付、プール監視	継続雇用	3,500
スタッフ	常勤	8時間	21日	施設・機械保守管理統括、委託業務監査	継続雇用	3,450
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、会計、受付、安全管理	継続雇用	3,440
スタッフ	常勤	8時間	21日	プール監視、水泳教室指導、HP担当	継続雇用	2,900

(4) 人材育成

ア) 研修計画(事業に関するもの、接遇に関するもの等)

本水泳場は、子どもから高齢者・障がい者などの全ての県民が平等、公平に利用できる施設であり、スポーツを通じての社会教育の場でもあります。また、何にも増して、『施設の安全』が優先されなければならないことを認識し、体系的な研修を実施していきます。そのため図のように、「安全性・公共性」の理解と実践を基本的な研修課題としながら、その上に「快適性・利便性」に関する研修、更に「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。



① スタッフ全員が基本的な事項をシェアします。

平成29年4月からスムーズな運営を引き続きできるように、スタッフ共通の研修を実施します。指定管理業務の研修については、下に記載する研修の他にも、打合せ・確認作業など膨大な時間と労力を要することを十分に認識しておりますので、県との協議の上、より早期からの準備作業・研修の開始をしていきたいと考えております。

○ 指定管理期間開始前に行う基本研修

研修項目	研修の概要	研修の手引き
a) 施設の掌握	指定管理業務の範囲となる施設の場所・機能・概要を視察し、理解をします。	・利用案内 ・予約受付マニュアル
b) 施設機能、機器操作等の確認	主要な設備、機器の掌握と緊急時の操作等を確認します。異常、故障があった場合の対応を確認します。	・機器・設備取扱マニュアル ・緊急問合せ先リスト
c) 接客接遇研修、マナー研修	職種や担当を問わず、全スタッフの接客接遇能力を高めます。挨拶や言葉遣いに関するだけでなく、車椅子の方や目が不自由な方への利用補助など、サービス介助に関する内容も実施します。	・接客接遇マニュアル
d) 救急法の習得と傷病者搬出ルートの確保(確認)	スポーツ活動中に生じるケガや病気に備え、スタッフの対応力を高めます。その一つとして、下の写真のような「普通救命技能講習会※1」を共同体のスタッフ全員で受講し、その後も定期的な救急訓練を実施します。	・救急対応マニュアル
e) 防犯、防災、危機管理教育	防犯(盗難、盗撮、暴漢者、その他不審者・不審物の発生)、防災(火災、台風・豪雨、大雪)、その他(ライフラインの切断など)想定される事象ごとに防止策と対応策をまとめたマニュアルを作成し、スタッフ全員が統一的な行動が取れるようにします。	・防犯・防災マニュアル ・危機管理マニュアル
f) 個人情報保護・守秘義務教育	個人情報保護マニュアル及び取り扱い規定を理解します。特に受付に携わる者、名簿等を扱う者には、多重の研修を施します。	・個人情報保護マニュアル ・取扱い事務規定



指定管理者として必要最低限の知識と技術を習得します。特に安全性・公共性に係る内容は、全てのスタッフが共通理解をするように研修・教育をします。新規採用者・赴任者は、指名期間の中であっても同様の研修を施します。

※地元消防署に依頼をし、従事スタッフ全員が「普通救命技能講習会」を受講します。

○ 互いの能力や施設全体の能力を高める研修

スタッフが一丸となって業務の改善に取り組むことで、利用者の快適性・利便性を向上させていきます。その取組みを円滑に行っていくために次ページの「グロウアップ研修」「バリューアップミーティング」などを実施し、業務内容の共有・問題意識の共有を図ります。

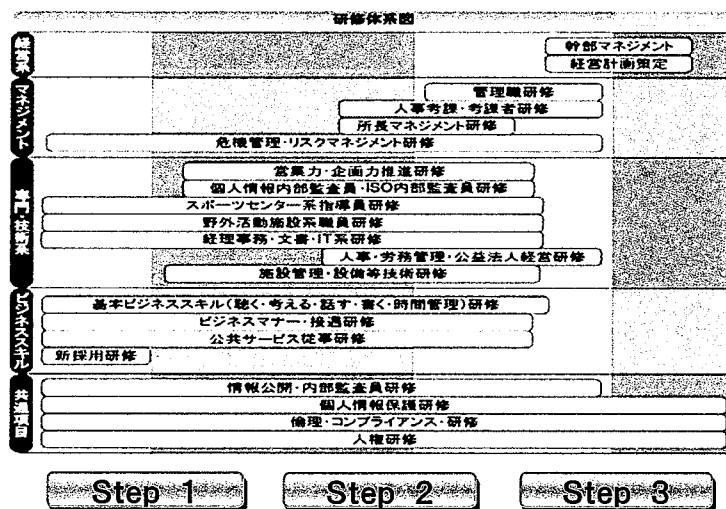
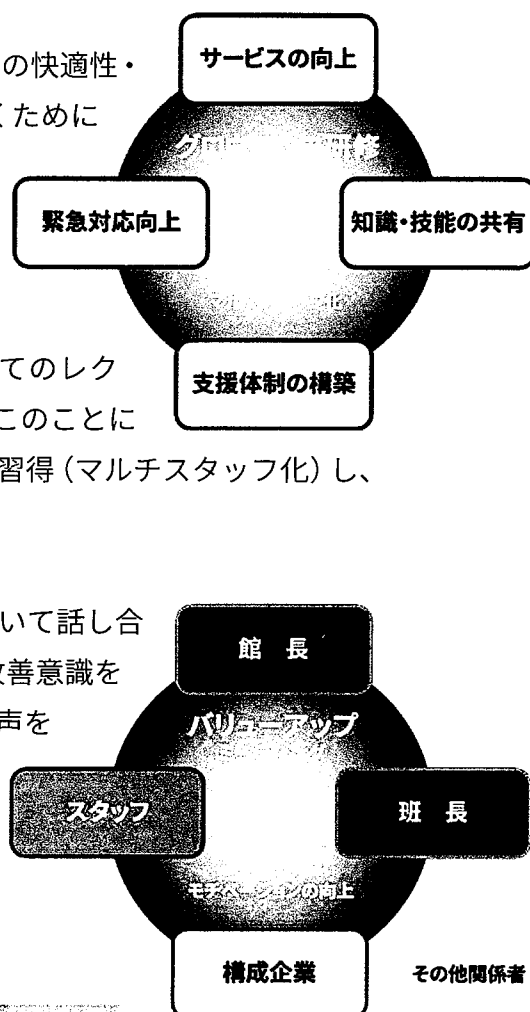
グロウアップ研修

教育担当者や外部から講師を招聘して、専門分野についてのレクチャーと実地研修を行う「グロウアップ研修」を開催します。このことによりスタッフの能力向上を図るとともに、幅広い業務知識を習得（マルチスタッフ化）し、高次の視点で日常業務に携わることができます。

バリューアップミーティング

日常的な打合せとは別に、本水泳場の現状や問題点、改善案について話し合う「バリューアップミーティング」を行います。これにより常に改善意識を持ったモチベーションの高いスタッフを育成します。スタッフの声を運営に生かすボトムアップを重要視した取り組みです。

② 業務内容に応じた研修を実施します。



※ 年間の研修計画は、当該年度の2～3ヶ月程度前に、現場スタッフと当連盟事務局で話し合い決定します。

(5) 障がい者雇用又は高齢者の雇用計画

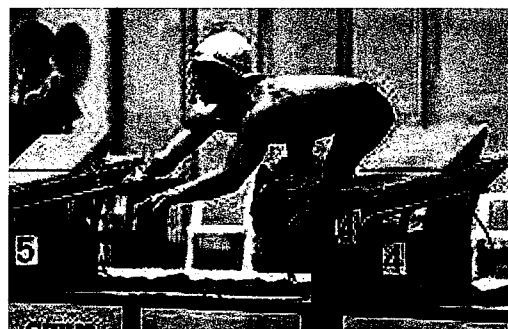
私たちは、本施設で働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立の支援を研究してまいります。

また当連盟は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援していきます。

さらに、本施設の利用やサービスの提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮します。

なお、障がい者への情報アクセス・コミュニケーション 支援、障がい者のスポーツ活動の充実等を進め、2020 年東京パラリンピック開催に向け、選手の育成強化、障がい者スポーツの振興を図ります。

また、当連盟の常勤職員の60歳以上の雇用率は27.2%であり、継続雇用も引き続き進めていきます。



関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

□遵守しなければならない法令等

労働基準法	労働安全衛生法	最低賃金法
労働組合法	男女雇用機会均等法	労働災害補償保険法
雇用保険法	健康保険法	厚生年金保険法
電気事業法	消防法	浄化槽法
大気汚染防止法	水質汚濁防止法	鳥取県産業振興条例
鳥取県公有財産事務取扱規則	鳥取県個人情報保護条例	鳥取県情報公開条例
鳥取県行政手続条例	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例	

- (1) 指定管理者の選定手続
 - ア 募集要項及び指名指定の場合の審査要項は、目的に沿った具体的なものになっているか。
 - イ 指定管理者の審査基準は、適切か。
 - ウ 公募の場合の募集の周知方法及び募集期間は適正か。
- (2) 管理に関する事務手続
 - ア 協定書に必要事項が定めてあるか。
- (3) 施設の管理運営状況
 - ア 施設の利用状況は、どうか。
 - イ 経費の節減の取組が行われているか、また、経営収支は安定しているか。
 - ウ 施設の安全管理は、適正か。
- (4) 施設の維持・修繕
 - ア 責任分担は、適正か。
 - イ 施設及び設備は、計画的に修繕することとなっているか。
- (5) 県との協力・分担体制
 - ア 県と指定管理者との協力・分担体制がとれているか。
- (6) 施設の設置目的をより効果的に達成するために検討すべき事項
 - ア 指定管理者の努力に対するインセンティブが働く仕組みは、あるか。
 - イ 管理運営の評価・検証を行っているか。
 - ウ 将来の安定的な運営は、確保されているか。
- (7) 施設の設置目的に沿った運営
 - ア 各施設の設置及び管理に関する条例等に定められた設置目的に沿った運営が行われているか。

以上の視点で上記法令等を遵守していきます。

また、監督行政機関からの指導等はありません。

委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

記載事項なし

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等の委託への発注予定

当連盟は公益社団法人米子広域シルバー人材センターと館内清掃業務の委託契約を、平成28年6月9日に締結いたしました。

委託契約書

委託先 米子市シルバー人材センター

委託内容 館内清掃業務

委託期間 平成28年6月10日～平成29年2月19日（24回）

委託場所 鳥取県米子市東山町92

お支払条件 月末締め、翌月末までに支払い

見損有効期間 ー

その他 消費税は内税計算しています

米子市シルバー人材センター 代表者 宇野 浩二

御 見 積 書

平成28年 6月9日

一般財団法人 鳥取県水泳連盟 御 中

下記のとおり御見積いたします。

1. 仕 事 の 内 容	館内清掃業務
2. 御 見 積 金 額	¥126,720—
3. 履 行 期 間	平成28年6月10日～平成29年2月19日（24回）
4. 履 行 場 所	鳥取県米子市東山町92
5. お 支 払 条 件	月末締め、翌月末までに支払い
6. 見 損 有 効 期 間	—
7. そ の 他	消費税は内税計算しています

内訳	内 容	単 価	所 得	単 位	数	額	備 考
配分金1	消 費	2,600		24	回	115,200	2,600 × 24 × 2.1
						0	
						0	
						0	
合 計						115,200	
消費税	配分金の10.14%増					11,520	
						126,720	

シルバー人材センターの専重の主旨、内容を確認のうえ御発注をお願い申し上げます。

米子市シルバー人材センター
公益財団法人 米子広域シルバー人材センター
理事長 宇野 浩二
TEL (0850) 32-2433 FAX (0850) 32-5823

法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障害者雇用

ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、

- ☐ 法定雇用率を達成している。（「障がい者雇用状況報告書」の写し添付）
- ☐ 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、

- ☐ 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。
- ☒ 障がい者を雇用していない。

雇用について検討いたします

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- ☐ 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定書の写し添付）
- ☒ 男女共同参画推進企業に認定されていない。

取得認定に向け努力いたします。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I 種又はII種規格認証等

ISO14001又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- ☐ 認証登録されている。（登録書の写添付）
- ☒ 認証登録されていない。

取得認定に向け努力いたします。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- ☒ 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。(協定書写し添付)
- ☐ 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

平成28年7月19日、家庭教育推進協力企業として締結済み。(協定書は後日実施される協定書授与式で受領予定)

申請書

[illegible]

(5) あいサポート企業等の認定

- ☐ あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- ☒ あいサポート企業等に認定されていない。
- ☐ その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。
(認定証等の写しを添付すること。)

取得認定に向け努力いたします。

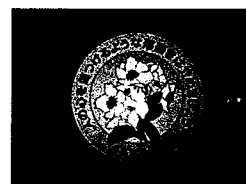
その他

(1) 剰余金還元について

鳥取県の「管理代行者」として本水泳場の管理運営を行うにあたり、県民が納めた税金を最大限有効活用し、県民が納得する利用者サービスとして還元することが使命の一つであるととらえております。このことから、剰余金が出た場合は、スポーツ振興や子ども達のスポーツ活動に対して積極的に還元いたします。

(2) 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付、差別落書きを発見した場合には「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



啓発ステッカー

ア) 差別落書き対応

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針及び対応マニュアルを作成することにより、人権が尊重される社会づくりを目指す。

2 対応要領

(1) 差別落書き等を発見した場合、通報を受けた場合の対応について

① 職員が発見した場合

職員が差別落書きと思われるもの（判断し難いものを含む。以下「差別落書き等」という。）を発見した場合、施設管理責任者及び施設所管課（以下「施設管理責任者等」）へ速やかに連絡する。

② 県民等から通報があった場合

ア) 通報者からの聞き取り

県民等から通報を受けた場合は、丁寧に対応し、事象の発生場所や内容を把握するとともに、通報者の氏名、住所、電話番号等を聞き、記録しておく。

イ) 速やかな連絡

通報者から聞き取りを行った後、速やかに施設管理者へ連絡する。

(2) 現場の保存と記録

連絡を受けた施設管理者は、直ちに差別落書き等のある場所に赴き、複数の職員で現場を

保存し、差別落書き等の内容、使用したと見られる筆記用具、色彩、大きさ等必要と思われる事項を記録する。

記録後、関係者の現場確認が終了するまでの間、施錠、張り紙等による遮へい及び使用禁止等必要な措置を行うとともに、現場の写真撮影により記録をする。

(3) 現場の処理

現場確認の完了後、施設管理者等の指示により差別落書きの消去を行い、その後使用禁止措置を解除する。

(4) 施設の適正な管理、維持保全について

施設内の巡回、点検、清掃等の際には落書きには十分注意することの徹底。特にトイレ、休憩施設、更衣室等不特定多数の者が出入する場所については、重点的に巡回、点検を行う。また、普段から施設の清掃を十分に行い、落書きが行いにくい環境づくりに努める。

3 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進

差別事象として指摘があったものについては、速やかな情報収集に努め、関係団体等と連携をとりながら、施設所管課と協議し、それぞれの立場での役割分担を明らかにする。

また、差別事象の確認等においては、事象を生み出した背景を捉え、施設として取組むべき課題を明らかにし、次のとおり課題解決に向けた取組を行う。

(1) 「差別事象に深く学ぶ」ことを基本に据えた啓発活動を展開する。

(2) 職員に対する研修内容・方法等について差別事象を踏まえて点検・見直しを行いその充実を図るとともに、職務遂行上で差別に結びつくような施策の実施・行動を行うことのないように絶えず点検を行っていく。

(3) 関係団体の研修体制の確立と研修内容の充実を図るための方策を検討し、研修の推進に努める。

(4) 差別行為を指摘したために、かえって自らが不利益に陥ることのないように、社会に訴え得る力を持った人づくりに努める。

(5) 差別意識の払しょくをめざし、指導者等の研修の充実を図る。

イ) 障がい者差別解消法に取り組む対象

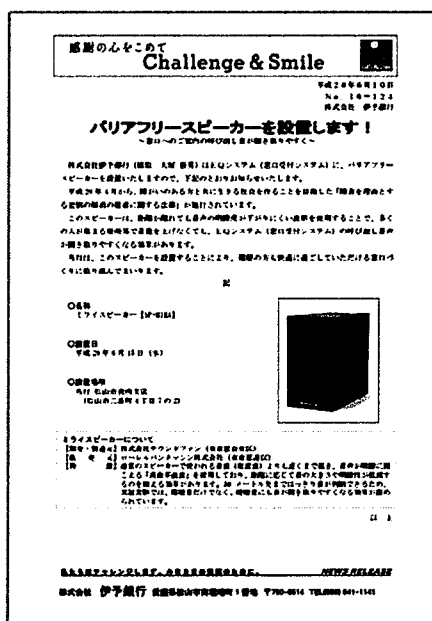
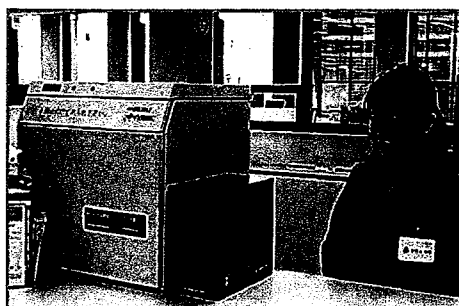


2016 年 4 月 1 日より、「障害者差別解消法」が施行されました。

差別解消の措置として、「障害除去の実施に伴う負担が過重でない場合、必要かつ合理的な配慮がされなければならない」という国・地方公共団体等の法的義務・民間事業者の努力義務が課せられることになりました。

当連盟も公共施設の管理者として下記スピーカー等の購入を検討し、積極的に取り組んでまいります。

難聴者にも聞こえるバリアフリースピーカー



ウ) 障がい者差別解消法とオリパラへの取り組み

鳥取県障がい者水泳協会

加 盟

障がい者
スポーツ教室事業
障がい者スポーツ
指導者育成事業

(一財)鳥取県水泳連盟

- 鳥取県障がい者スポーツ振興事業について
〔公財〕日本障がい者スポーツ協会委託事業「鳥取県における障がい者スポーツの振興」
財産：200万円 〔公財〕日本障がい者スポーツ協会委託10/10
- 事業目的
県内の障がい者スポーツをする機会を増やすことを目的に、県民協賛である県民協
会加盟競技団体と障がい者スポーツ協会加盟競技団体が連携・協力し事業を実施すること
により障がい者スポーツに理解のある指導者の確保と育成を行い、地域全体で障がい者ス
ポーツのできる環境を目指す。
 - 主催
〔公財〕日本障がい者スポーツ協会、〔一社〕鳥取県障がい者スポーツ協会
 - 共催〔予定〕
〔公財〕鳥取県体育協会加盟競技団体、〔一社〕鳥取県障がい者スポーツ協会加盟競技団体
 - 協力〔予定〕
鳥取県、県内各特別支援学校、鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会、SON鳥取、
鳥取県スポーツ推進委員協議会。
 - 場所
県内各体育施設、県内各総合型地域スポーツクラブ施設
 - 事業実施期間〔予定〕
平成28年8月1日～12月31日
 - 実施種目
陸上競技、水泳競技、バスケットボール競技、特殊フットサル（1日イベント）
 - 指導者
競技団体指導者、障がい者スポーツ指導員有資格者、スポーツ推進委員、関係団体指導員
 - 対象者
障がい者 10名程度で障害の程度により内容の調整
 - 参加料
無料
 - 保険料
障がい者スポーツ協会にて加入
 - 事業担当
・事務担当
競技団体：指導者取りまとめ、指導者作成、教室指導、告知活動等
障がい者スポーツ協会：書式作成、事務処理、関係団体連絡調整、指導補助、告知活動等

9/28

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ
る差別と偏見のない社会に取り組んでいきます

鳥取県人権意識調査結果報告書
(平成26年5月調査)

平成27年3月

鳥 取 県

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮
(自己実現)する公平な機会が保証された社会の構築

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの
人権尊重意識の高揚

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一
員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進(ユニ
バーサルデザインの推進)



(3) 保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため、公益財団法人日本体育施設協会が取りまとめている「スポーツファシリティーズ保険」へ加入します。

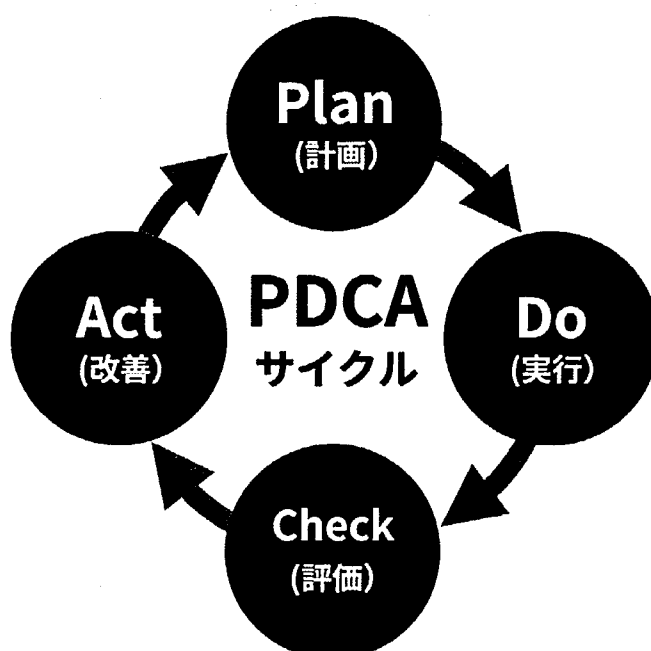
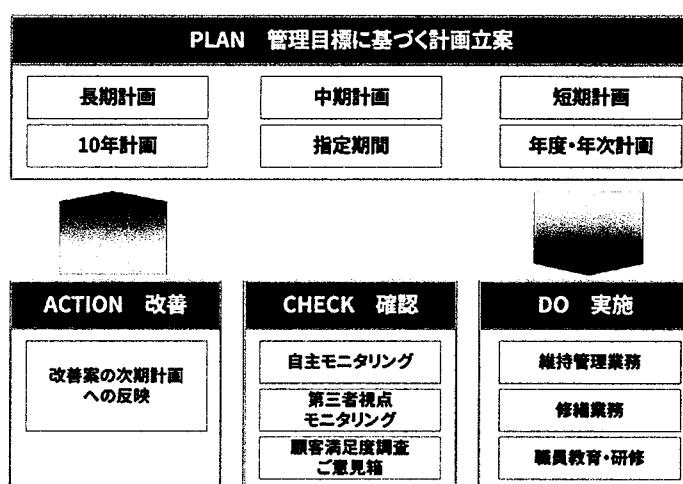
施設所有管理者賠償責任保険

- ・対人1億円／1事故3億円
- ・対物1事故500万円

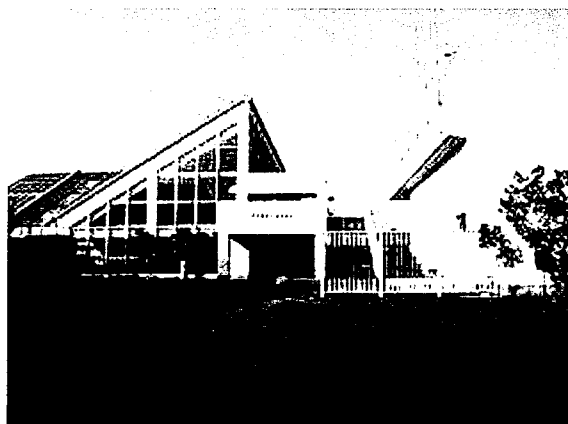


(4) PDCA サイクルの最適化

基本方針の作成(PPLAN)に始まり、計画に基づき必要な能力を備えた業務従事者が実施・管理(DO)、充実したモニタリング体制で管理内容の問題点を抽出(CHECK)、問題発生 of 防止措置を踏まえた改善提案を検討・再立案(ACTION)するプロセスで、継続的な業務改善を行い、サービスの質を担保します。



鳥取県営東山水泳場

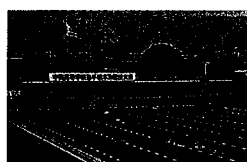


鳥取県営東山水泳場は、鳥取県におけるスポーツの振興及び県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に、米子市営東山水泳場として昭和５８年６月に設置された屋外公認５０ｍ競泳プール、屋内２５ｍ競泳プールと屋外公認飛込みプールを備えた水泳競技における県内の重要な拠点施設であるとともに、全国大会や国民体育大会を開催してきた唯一の貴重な施設であります。

また、東山運動公園内の中核施設として、県民の健康・体力づくりとスポーツ振興を担う極めて重要な施設です。

【施設概要】

所在地	鳥取県米子市東山町９２
管理期間	平成２３年４月１日～継続中
施設内容	飛込みプール（22mx22mx5.2m） 競泳プール及び管理棟（25mx7コース） 公認屋外５０ｍ競泳プール（50mx9コース） 駐車場（156台収容）等



【主な自主事業】

私たち連盟は、昭和５８年の開館と同時に本水泳場で３０年以上に亘り、水泳教室を継続的に実施してきました。現在では、アンケート等利用者のご意見を取り入れ、その結果を集計分析し、ニーズにあった教室展開を行い年間延１０００回以上の教室を実施し、利用者の方に大変喜ばれています。



むすびに

鳥取県のスポーツ振興の拠点施設である旧米子市営東山水泳場を平成23年度4月より、私たち鳥取県水泳連盟が総力をあげて「愛着と心意気」をもって管理してまいりました。

このたび、本業務計画書の作成にあたりましては、「東山水泳場」の全職員が日々取り組んでいる日常業務や思いを、精魂こめて形にさせていただきました。

これからもこの「鳥取県営東山水泳場」の管理運営を地元や関係団体との連携を図りながら行い、施設の活性化を全力で努めてまいります。

「変わらない愛着と心意気」を持つ我々に、ぜひ担わせていただきたいと心から願っております。



プールのことはプロフェッショナルな
私たちにお任せ下さい。

ご高覧ありがとうございました。